

伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金の手続の流れ

目次

1	交付申請	・・・1
2	事業認定、工事着手	・・・1
3	工事完了	・・・2
4	交付決定	・・・2
5	補助金の請求	・・・2

《 注 意 事 項 》

- ・補助金の交付申請をし、事業認定を受けてから浄化槽の設置替えの工事に着手してください。
- ・予算の範囲内で執行する補助金です。申請が多数となった場合は、補助を受けられないこともあります。早めの申請をお勧めします。
- ・申請する年度の会計年度末（3月31日）までに工事の完了検査を受ける必要があります。そのため、1月の末日を目安として、その年度の申請を締め切らせていただくことがあります。
- ・補助金の申請を検討される場合は、事前に、市役所担当者に当補助制度を利用できるか問い合わせていただくことをお勧めします。

1 交付申請

申請書に添付書類を添えて、市役所の担当窓口へ提出してください。申請する際に提出する書類は、次の表のとおりです。

書類名	備考
伊勢原市合併処理浄化槽設置補助金交付申請書（第1号様式）	
事業計画書（第2号様式）	
収支予算書（第3号様式）	消費税込みで作成してください。
設置場所案内図	
浄化槽法第5条第2項に規定された所要の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し	浄化槽設置届が受理された日から21日。国土交通大臣の認定を受けた型式の浄化槽の場合は浄化槽設置届が受理された日から10日
浄化槽工事業又は特例浄化槽工事業を証する書面の写し	
浄化槽設備士免状の写し	昭和63年3月31日以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写しも併せて添付してください。
維持管理誓約書（第4号様式）	
既設単独処理浄化槽又は既設くみ取便所の使用が確認できる書面	直近の清掃（バキューム）を実施した際の料金の領収書で可
借家権又は借地権の設定者（当該設定者が所有権者でない場合は所有権者も含む。）承諾を証する書面	申請者が借家人である場合のみ提出してください。

2 事業認定、工事着手

提出された申請書類、補助金交付の対象となる要件を備えているか審査します。審査の際に、浄化槽の設置状況を確認するため、浄化槽の設置替えを行う現場を確認させていただきます。

補助金交付の対象事業と認めるものについて、補助事業認定通知書により、その旨を通知します。補助事業認定通知書を受け取った日以降、事業着手届を提出し、工事に着手してください。

3 工事完了

工事が完了したら、速やかに市に完了届を提出してください。その際、提出する書類は、次の表のとおりです。

完了届の提出後、合併処理浄化槽の設置状況について検査を実施します。

凡例：○…必要 △…該当する場合のみ必要

書類名	提出の 要 否	補足事項
合併処理浄化槽設置完了届 (第8号様式)	○	
収支出決算書(第9号様式)	○	消費税込みで記入すること
配置配管図	○	別紙配置配管図の作成のポイント参照
登録浄化槽管理票(C票)	○	
浄化槽保守点検及び浄化槽清掃の契約書の写し	○	
浄化槽法第7条及び第11条の検査を依頼したことを証する書類の写し	○	受検料の振込用紙の本人控えのコピー 7条検査：12,500円 11条検査：5,500円
施工写真	○	別紙施工写真の撮影要領を参照
浄化槽設備士によるチェックリスト	○	任意書式
補助事業認定通知書の写し	○	白黒コピー可
建築平面図	○	
既存単独処理浄化槽の撤去作業工程等写真	△	既存の単独処理浄化槽を撤去する場合のみ提出する。
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し	△	既存の単独処理浄化槽又はくみ取便所を撤去して産業廃棄物として処理する場合のみ、マニフェストのE票を提出する。

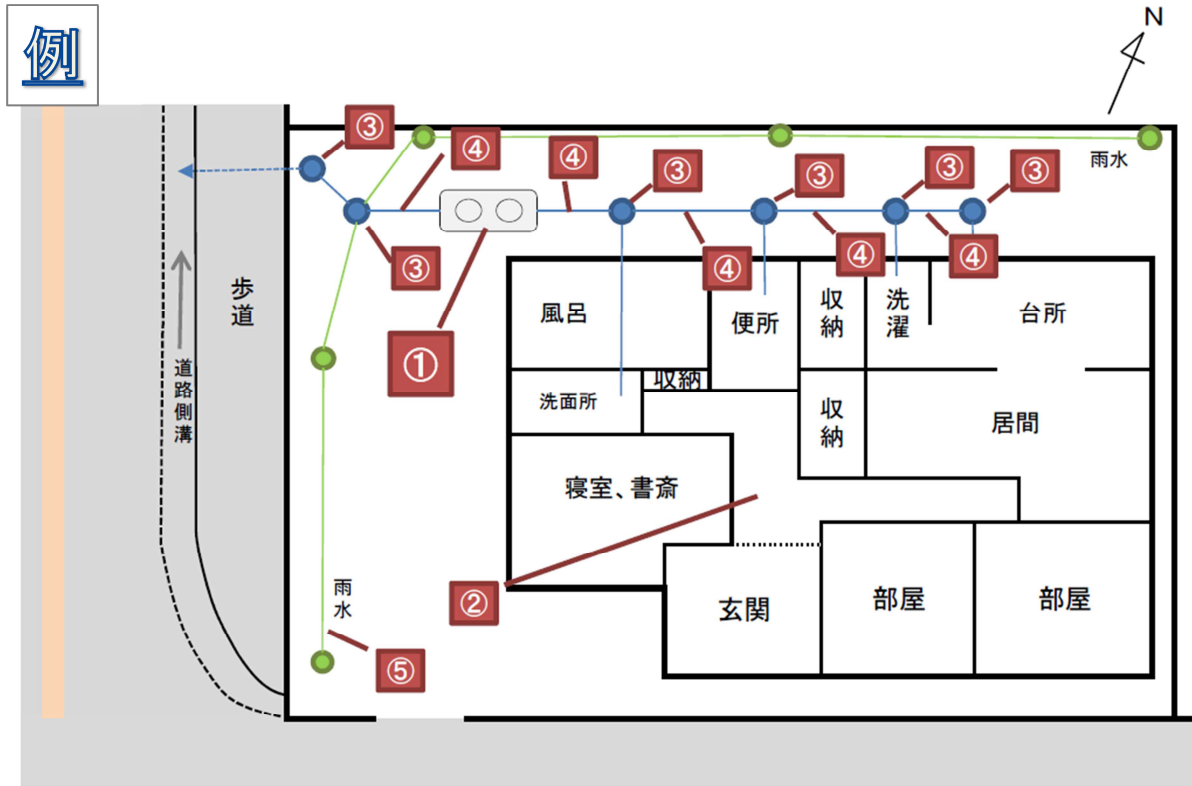
4 交付決定

完了検査の結果、補助金の交付額について補助金交付決定通知書を発行します。

5 補助金の請求

補助金交付決定通知書と同封して補助金交付請求書を交付しますので、補助金の振込先等必要事項を記入の上、担当まで提出してください。請求書の提出から補助金の支払いまで約1月かかりますので、あらかじめ御承知おきください。

別紙 配置配管図の作成のポイント



ポイント

- ・敷地全体及び合併処理浄化槽の放流水の放流先まで入れてください。
- ・合併処理浄化槽を設置した位置を示してください (①)。
- ・住宅の間取りも示してください (②)。特に、便所、風呂、台所など排水が生じる場所は、必ず書いてください。
- ・各枅について、枅の深さ (H)、地盤レベル (GL) を示してください (③)。
- ・各枅、合併処理浄化槽と枅の間の配管の長さ (④) を示してください。
- ・雨水の配管も併せて示してください (⑤)。

施 工 写 真 の 撮 影 要 領

別紙

《共通事項》

- ① 各工程の作業状況のものを除き、担当する浄化槽設備士が工事用黒板を持って写ることが望ましい。
- ② 工事着工前、各工程終了、工事完了の写真は、同じ場所、同じ角度で撮影するよう心がけること。
- ③ 各工程の作業状況のものには、作業に用いた道具が写るようにすること。
- ④ 工事用黒板には、必ず施工業者名、施行日、作業内容を記入すること。
- ⑤ 工事用黒板の内容が見づらい場合は、写真の台紙に注釈を入れること。

《個別事項》

撮影項目	内容	注意事項
浄化槽設備士	担当する浄化槽設備士	正面向きで、浄化槽設備士免状を持つこと
工事着工前	工事着手前の設置箇所	地面に線を引く等、浄化槽の設置場所を明示し、設置場所全体を撮ること
	設置する浄化槽	浄化槽全体及び型式が分かるように撮ること
掘削	施工状況	
	掘削終了時	スケールを当て、掘削した穴の幅、奥行き、深さが分かるようにすること
基礎	砕石（栗割石）の転圧状況	転圧に用いた道具も撮ること
	コンクリート打設状況	鉄筋の間隔が確認できるようにすること
	基礎工事終了時	砕石、コンクリートの施工後における底からの高さが分かるようにすること
据付	据付前の浄化槽	浄化槽の型式が分かるようにすること
	水張り作業	
	水平の確認	
埋戻	転圧、水締め	
	埋戻終了時	
上部スラブ	コンクリート打設前	鉄筋の間隔が確認できるようにすること
工事完成	工事完成	工事着工前と同じ角度で撮影すること
	蓋のかさ上げ状況	スケールを当てること
既存浄化槽の撤去	浄化槽内の清掃	汚泥のバキュームの状況を撮ること
	消毒	
	解体/撤去/埋め殺し	